

3月・4月は 市民課の窓口が込み合います

問い合わせ

市民課

☎(55)2746
FAX(53)2500

3月中旬～4月中旬は、転入・転出の住所変更の手続などのため、市民課窓口（市役所2階）が1年間で最も込み合います。

1 できる限り混雑が予想される時間を避けてご利用ください

受付時間は8時30分～17時15分です。

混雑する曜日／月曜日、金曜日
混雑する時間／10時～15時

2 休日開庁日をご利用ください

1月を除く毎月第1日曜日は市民課などの窓口を開庁しています。

開庁日と開庁窓口／

3月4日(日)

市民課、収納課、国民健康保険課

3月25日(日)、4月1日(日)

市民課、収納課(4月1日(日)のみ)、国民健康保険課、子育て支援課、学校教育課

開庁時間／9時～16時

3 お近くの各地区まちづくりセンター市民サービスコーナーをご利用ください

開館日／月～金曜日(祝休日、年末年始は除く)
開館時間／8時30分～17時

発行できる証明書／
○戸籍事項証明書
○印鑑登録証明書

4 手数料がお得な証明書自動交付機をご利用ください

○住民票(除票を含む)の写し
○身分証明書
○年金現況証明
○所得証明書・所得課税証明書
○固定資産評価証明書・固定資産課税証明書
○納税証明書・軽自動車車検用証明書

証明書自動交付機を利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)が必要です。住基カードは、住んでいる市区町村で交付が受けられる安全性にすぐれたICカードで、公的な身分証明書としても利用できます。証明書自動交付機を利用すると、窓口で手続するよりも、手数料が50円安くなります。



顔写真がないものは、身分証明としては利用できません。

★新規で住基カードをつくる場合、平成27年3月31日まで交付手数料は無料です。証明書自動交付機の設置場所・利用時間

○市庁舎2階市民フロア
8時30分～17時15分(平日)
○市庁舎北側ATMコーナー西側
1時～23時30分(年中無休)

証明書自動交付機で交付できる証明書／
●戸籍事項証明書 400円
●印鑑登録証明書 250円
●住民票の写し 250円
住基カードの取得方法などについて詳しくは、市民課 ☎(55)2747へお問い合わせください。

▼市庁舎2階の証明書自動交付機



電子証明書の有効期間は大丈夫ですか？

国税の電子申告e-Tax(インターネット)を利用した所得税などの申告などで利用する電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。更新を希望する人は、市民課窓口で手続をしてください。また、現在の電子証明書が失効した後も、新しい電子証明書の発行を受けることができます。

受付日時／月～金曜日(祝休日は除く)

8時30分～17時

持ち物／住基カード

※顔写真のない住基カードの場合、本人確認書類(官公署が発行した顔写真付のもの)が必要です。

手数料／500円